

令和2年度第3回国立市人権・平和のまちづくり審議会

1. 日時 令和2年(2020年)8月18日(火)午後2時～4時
2. 場所 くにたち市民総合体育館 第1・2会議室
3. 出席者 委員10名(欠席なし)
委員 炭谷委員(会長)、古川委員(副会長)、大島委員、押田委員、神田委員、高松委員、
藤沢委員、三井委員、呂委員、渡邊委員
事務局 5名(宮崎政策経営部長、吉田市長室長、高橋室長補佐、庄司主事、大塚主事)

【炭谷会長】今日は暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

これが第3回目ということですが、第1回目は去年の8月5日に行ったので、1年以上前。そして、第2回目は書面審議ということで開催しましたので、事実上1年ぶりに皆さん方にお会いするということです。

この間、新型コロナで社会ががらりと変わってしまった。また、これによって人権の問題もたくさん生じてきたのではないかと思います。ある意味ではこの審議会が果たさなくてはいけない役割が増えてきたとも思っています。このような状況を踏まえまして、この審議会、活発な議論をお願いしたいと思います。

それではまず、配付資料の確認を事務局からお願いします。

【事務局】次第、資料3-1「基本方針骨子(案)」、資料3-2「議事録」。こちらは前回第2回の審議会で「書面回答書」として皆様に回答いただいた内容を一覧にした資料です。資料3-3「当事者委員との意見交換会 日程調整表」、資料3-4「審議会 日程調整表」、資料3-5本審議会の「スケジュール(案)」。

続きまして参考資料として、「国立市政世論調査及び国立市市民意識調査」の抜粋です。これは直近の調査の報告書です。国立市の実態がよく分からないというお話もありましたので、参考としてお配りしています。

参考資料2は、令和2年3月に発行の「国立市市民意識調査」の内容抜粋です。

参考資料3は、「多様な性と人権に関する市民意識調査報告書」の人権に関する部分を抜粋しています。

参考資料4は、「国立市平和都市宣言」。宣言の全文と、制定された当時の市報の紙面のコピーです。

最後に、この審議会の設置に関わる基本条例「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」をお配りしています。資料の確認は以上です。

【炭谷会長】それでは、審議に入りたいと思います。今回は、前回の書面会議での内容を審議し、基本方針の骨子案を固めていきたいと考えています。

本題に入る前に、改めて基本方針の位置づけについて、事務局から説明をお願いします。

【事務局】6月に、第2回審議会として書面会議で皆様からご意見をいただきました。ご協力ありがとうございました。その中で、基本方針をつくるということが、今回皆様をお願いしている内容ですが、改めて基本方針の位置づけについて、ご説明します。

本日の資料の「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」をお手元にお出しください。

条例の第9条「基本方針」という項目で、基本方針について定めています。

第9条第1項には、市長はこの基本方針を策定していくこと、第2項には、この基本方針にどのようなものを盛り込むのか、が書かれています。

- (1) 人権・平和のまちづくりの推進に係る基本理念
- (2) 人権と平和に関する意識向上のための教育及び啓発に関すること。
- (3) 人権救済及び相談支援の体制に関すること。
- (4) 人権と平和に関する分野ごとの施策に関すること。
- (5) 国内外の平和交流に関すること。

そして(6)その他人権・平和のまちづくりを推進するために必要な項目を入れ込むことができる、としていますので、(1)から(5)の項目は、この基本方針の中で必ず入れるように、条例の中で規定しています。

資料3-1の骨子案については、これらの項目は最低限入っている状態でまとめています。

先ほどの条例に戻りまして、第10条「推進計画」。この基本方針を定めた後に推進計画をつくることが、この条例で求められています。

内容としては、市長は、推進計画を策定していくことが書かれています。この基本方針が定まった後、それに基づく計画をつくっていくという前提がありますので、より具体的に計画を書いていきます。人権・平和に関する計画になることを想定していますので、条例があって、基本方針があって、推進計画があるというこの縦の関係性を皆様の中でイメージとしてお持ちいただいたうえで、今後の審議をお願いしたいと思います。

本日の審議会では、資料3-1の骨子案をこの内容で進めていくことについて、皆様のご審議及びご了解を頂ければと思います。そして、この後、今度は骨子案から素案という形でより内容を深めていきたいと考えています。

ただし、今日の議論で決まった骨子案がこの先全く変えられないということではなく、今後の議論の中で項目を変えていくことも可能だと考えています。まずは骨子案を、こういった見出しで進めていってよいかというところを中心に議論いただければと思います。

【炭谷会長】それでは、基本方針で今後取り上げるべき人権課題について、条例の、主に第9条第2項の第4号に該当すると思います。書面審議でしたけれども、第2回の審議会を出していただいたご意見を、今回再度全体で共有したいと思います。

資料3-2の議題1をご覧ください。各委員から出されたものの要点をまとめています。各委員から、順次、ご説明をお願いします。

【大島委員】人権というとパーツ、パーツに分かれている部分もあるのですが、最近のコロナのことも含めて考えますに、基本的に根っこはみんな一緒ではないか。特定の分野に引きずられないことが大事ではないかと思います。

もう1つ大事なことは、啓発。啓発は、ある意味では教育です。非常に長い時間がかかるような気がする。小学校から中学、高校、大学と、行かない場合もあるでしょうけれども、少なくともその間でやっと成果が出るような、そういうことを具体的にやっていると、なかなか難しい。大人になってやっと位置づいてくる部分が多いのではないかというのが私の意見です。

【押田委員】女性の問題、性的少数者の問題、子どもの問題、被差別部落出身者の問題、しょうがい者の問題、あるいは外国にルーツのある人などについては、より重点的に取り組むべきだと書きまし

た。

深刻な差別、あるいは深刻な被害が実際に発生していることからの発言です。特にこのコロナの中では新たな差別問題も実際に起きていますし、より貧困や格差が拡大して、社会的な問題が深まっているという意味合いでは、大変深刻な状態が今、あるのではないかと思います。

そういう中で、しょうがいを持っている方に対しても、このコロナ禍の中では新たな、例えば介護者との関係だとか、あるいは入浴の関係などでも、解決しなければならない新たな差別問題、深刻な問題が次々に起きているのではないかと思います。現実にも今、進行しながら起きている差別について、より深刻に私たちは考えを進めるべきだと思います。

【神田委員】「分野別人権課題」というお話ですが、基本方針の骨子案には、アイヌの人々や、北朝鮮による拉致問題なども追加されているけれども、条例なので、地域の実情に合わせて、国の法律のサポートが及んでいないところを手厚く保護していくという文面がよいのではないかと思います。

私は、国立市で何の問題が多いのかを知らないのですが、その部分を説明いただいて、手厚くやるべき部分に分かれれば、何か言えるかもしれないと思っています。

【高松委員】私は、国立市が抱える課題や、誰が差別の対象であるかなどを明示したほうが、骨子案として分かりやすいという気がしました。ただ、全ての部分が重要だというのは、十分理解できることです。

あと、骨子案の4の(11)「働く場における差別や嫌がらせ」で、例えば学校などの学ぶ場は、ここにどう入ってくるのかというところが、1つ疑問に感じました。

そして、これはあくまでも言葉の問題ですが、4が「分野別人権課題」で、4の(12)は「様々な」と大きく広げています。そうすると、この4の部分は分野別に絞りたいのか、または想定される全てを入れ込みたいのか、どう線引きするのかを明確にしたほうが良いという気がします。

【炭谷会長】今、ご質問が2点出たので、前者の質問だけを事務局で答えていただけますか。学校などの学ぶ場はどこに含まれているか。

【事務局】現状、学びにおいての課題の表記がないというのが今のご意見です。ここでの議論の中で、具体的に地域の学ぶ場においてどのような課題があるのか、皆さんのご意見を頂いて、入れ込んでいくことは可能と思います。

【炭谷会長】それでは、後ほどまたこの議論の際に、これを含めて考えたいと思います。

【藤沢委員】私は、部落問題を代表して来ています。基本的にこの4の分類で大枠はいいのではないかとこの点は書いておいたのですが、分類基準や整理がはっきりしていない。しょうがい者の問題、被差別部落の問題、女性の問題に、国立市役所はいろいろ取り組んできたので、それを生かしながらまとめていくことになると思います。

こういうことをあえて申し上げるのは、とにかく一般化されると、今までのものがダメにされるという戦術がしばしば日本の政治の中で使われておりまして、下手をすると水で薄められてしまうとか、そういう危惧を、当事者は抱きます。俺たちの問題はどうなったのだ、ちゃんとやってくれないのかということはあるので、そうではないということを示す必要がある。そこは課題としても、分類や基本理念としてうたってほしい。

マイノリティ、高齢者、子ども、災害支援のときの問題、コロナに関する新しい形の差別などを整理しながらやっていく。アイヌ、ハンセン病の問題など、全部うたっているとキリがないけれども、事実をきちんと意識しながら、項目は考えていきたい。

【炭谷会長】確かに整理の仕方が、人権問題の場合は難しい。角度がそれぞれ違うものが入っているのが人権の難しさの1つかもかもしれません。

【三井委員】この会議の回数ではとても真剣かつ内容を深められません。ワーキングを提起します。どれも大切な人権問題です。しかし、一度に全部手がけることは無理なので、例えば条例のないものから手がけるのはどうでしょうか。

私はしょうがい者の当事者で、長年人権を守るために戦ってきました。私たちがつくったしょうがいしゃ計画、地域福祉計画、そして「誰もが当たり前に暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」があります。この条例は、条例の中でも一番上の条例だということを前に市の方の説明で聞きましたので、この条例をより厚みのあるものにするために、ワーキングを提案します。それと同時に、しょうがいを持っている人たちのことで、しょうがい者の計画の中で漏れている部分とか、これから足していかなければいけない部分をまた検討していきたいと思っています。

例えば、誰もが同じ学校に行くという部分で、学校で共に学んで育っていった、人権感覚を養っていくということがとても大切だと思うので、そのインクルーシブ教育をどういう形で載せられるかなと思っています。

【炭谷会長】確かに人権問題は、より深く追求していかなければいけませんので、この方法をどのように行うか、またご意見を伺いたいと思います。

【呂委員】私は全て大切だと思うのですが、特に子どもと若者に関する人権課題は取り組まれるべきだと書きました。私も人権や差別の問題の解決のためには、啓発がとても大切だと考えていて、もちろん大人になってしまった私たちもそうですけれども、これから育ちゆく子どもたちが、幼いときから学びながらそういうことを当たり前に受け止めてやっていくことが、10年後、20年後の国立市にとってとても大切だと考えました。

あと、12の分野中に関連計画が策定されているものもあれば、そうでないものもありましたので、策定されていない部分に関しては早急に議論を深めて、関連計画が策定されるべきではないかと書きました。

【渡邊委員】基本方針と推進計画あるいは個別的な条例については、2通りの考え方があると思う。基本方針ということからいえば、幅広く課題を拾うということでもよいと思います。他方で、推進計画や個別的な条例ということを考えると、国立市の実態を踏まえて、国立市で顕著に差別や問題が現れていることを主な対象にする。今は、基本方針が問題となっているので、広く課題を挙げるということでもよいと思います。もっと具体的になった段階で、国立市で特に問題があることを重点的に考えていくということだと思います。

私も実態をよく知らないのですが、みんなの問題である高齢者の問題が重点かと思っていますが、国立市に顕著な問題がありましたら、そちらが優先だと思います。

【炭谷会長】国立市の条例ですから、国立市の問題を重点的に取り上げるのは、条例の性格上当然出てくると思います。

【古川委員】私は重点的に取り組むべき人権課題は、子ども、認知症高齢者、しょうがい者と書きましたが、いずれもその判断能力が十分でない方というところが特徴だと思います。判断能力が十分でないということは、自ら自分の人権侵害について解決することは非常に難しいので、そこについては特に公共の機関が積極的に取り組んでいかなければ、人権侵害は救済されないままになりやすいので

はないかということから、書かせていただきました。

ただ、基本方針ですから、重点的に取り組まなければいけないこととは別に、全くその対象から漏れてしまう分野があってはいけない。そこは幅広く対象として救えるような決め方が必要と考えます。

【炭谷会長】これから10分間、休憩とさせていただきますと思います。

(休憩)

【炭谷会長】それでは、再開します。先ほど基本方針で取り上げるべき人権課題についてご意見をいただきました。ご意見も踏まえながら、意見交換をしたいと思います。先ほど言い足りなかった点、また、他の委員の意見についての感想なども含めて自由にお願ひできればと思います。

【大島委員】課題を個別に取り上げていくという方法が本当にいいのかが疑問です。部分を積み上げていって果たして全体になるのだろうかという部分です。

先ほどの条例の第9条が、なかなかよくできていると思っていた。これは基本条例ですから、第9条の2号の、まず理念、次に啓発、体制、施策、それで交流というのは具体策。それがなくて、いくら部分を出してもまた個別に全部やらなければならない。だから、もうちょっと理念の部分を大きく捉えないと、結局何もできないのではないかという気がしてならない。

【炭谷会長】確かに人権問題の難しいところで、理念から考えるのと、具体的な、いわば帰納法的に考えるのと。私は人権問題をやっていて、結局は交互に繰り返しているのかなと思います。

【大島委員】これは基本方針であって条例ではないので、その辺りを明確にしないと混乱してしまいますね。

【神田委員】基本条例という話が出て、また、基本条例だから全部書いておけばよいという話もありましたけれども、分野を全部書くのでは、結局何も書いていないのと同じという気がする。だったら包括条項を1つ置いたらどうかという感じもします。なぜ全部書きたいのかをまず伺いたい。

【炭谷会長】個別ではなく包括的にまとめて書くべきだというご意見です。

【藤沢委員】基本条例、基本方針という言葉が出ていますけれども、基本条例は条例そのものであって、ここでは条例を審議しているのではなくて、条例に基づいて基本方針をどう立てるかですね。確認をさせていただきます。

【炭谷会長】これは、議会によって制定された基本条例に基づいて基本方針をつくるという審議の場です。

【藤沢委員】比較的早く基本方針をつくるということで始まりましたので、あまり細かくはできない。その先のことは先のこととして、基本的な施策の方向性とその枠組みをきちんと立てることが課題だと思います。

項目に関しては、ある程度整理したほうがいいと思う。何でも入るのでは基本方針とは呼べないが、除外してもいいとはならない。重点的に考え方を整理することが必要だと思います。

それともう1点は、短い文章で書くのは無理。時間がかかるけれども、みんなで共有する場をつくったほうがいい。全部やるわけにもいかないの、当事者あるいは専門家から現実的にどんなことがあるかを聞いて一緒に学習したい。現地を見に行くとか、そういう姿勢が必要だと思います。

【古川委員】条例の第9条「基本方針を策定する」の2項の(4)「人権と平和に関する分野ごとの施策に関する事」を基本方針に入れようと思うから、矛盾が生じている。分野ごとに考えると、基本から外れて具体的になってしまう。どの分野に重点的に取り組むべきかと言われると、それぞれ問題意識が違うと思う。そこを一緒に話し合おうと思っても難しいので、分野ごとに共通する部分を抽出

して基本方針としてまとめると考えていかないと、ずっと平行線で、最終的にはどの分野も大切な分野ということになって、まとまらないことを懸念します。

【炭谷会長】条例の第9条、第2項の第4号、分野についての施策と書いてありますので、何らかの形で記述しておかなくてははいけませんけれども、まず、共通的なものを重点的に書くことも1つのいい方法だと思います。

【高松委員】私も分野別にするのか、共通的なものを抽出するのかという方針を丁寧に議論することに異論は全くないのですが、共通するものを抽出するのはすごく難しいと思う。というのは、差別や人権侵害という共通点で抽出できるようなイメージを持ってしまいがちですが、いろいろな力関係が社会に介在しすぎる。抽出というのは具体的にどうすることなのか、教えていただけると想像がつくかなと思います。共通するものは何ですか。

【炭谷会長】大変難しい問題で、まさに人権の根本的な問題だろうと思います。共通するものをどう抜き出すか、人権にお詳しい先生方から、お考えがあれば出していただければと思います。

【三井委員】しょうがいしゃ計画、地域福祉計画は、中身は充実していますが、それをばらばらにするわけではなくて、その計画に基づいて行ってほしいことをこの条例の中に入れる。例えば部落の問題、ハンセン病の問題、外国の方の問題を各当事者が話し合って、これから先、この条例の中に組み込める形にするという考え方。なので、今ここで当事者のことを議論しても何も出てこない。各当事者がどうやってつくっていったら、この計画の中に入れるかを考えていくことはできないかと提案したい。

【炭谷会長】問題の捉え方として、全ての当事者というのは難しいかもしれませんが、国立市における重点的な人権問題を抱える人たちから分野ごとに意見を聞いてみるというご提案です。非常に建設的なご意見だと思います。そういうところから共通のものを抜き出すというアプローチもあるかと思います。

【三井委員】当事者がしょうがいしゃの条例、地域福祉計画、しょうがいしゃ計画にあるような形でつくっていったものをここに入れていく。話すだけではなくて、そういう方向でワーキングとして何かつくれないか。やり方が分からないので曖昧に言っていますけれども、差別されている人たちがしてほしいことや問題が、そこを見れば分かるようなものを形にできないかという提案です。

【炭谷会長】当事者のご意見をいろいろと聞いて、そこから抽出していくというご意見だと理解しました。

【事務局】この基本方針をどれくらいの年数、活用していくかですけれども、例えば、国立市にある一般の計画は、大体8年から10年くらいのスパンで立てているものが多いです。この基本方針についても、途中で、当初と状況が変わってくることは十分考えられますが、大体10年くらいを1つの期間として考えていきたいと思っています。そうなりますと、具体的なものがあることによって分かりやすい部分はありますが、10年というスパンで見たときに、どのように使っていけるのかというところは、課題として出てくると思います。

一方で、この後、基本方針を具体的に進めていくための推進計画をつくっていくことが条例に示されています。その計画には、具体的な事業や、どこの部署はどういった事業を行うことでこの基本方針または条例の理念を達成していく、という進め方となってくるものはあると思います。

【炭谷会長】そうすると、計画の段階でさらに具体的なものが盛られるということですね。

【渡邊委員】基本理念は、骨子案に書かれている4つの目標がとてもよいと思います。

【炭谷会長】挙げていただいている4項目は、非常によくまとまっています。条例の考え方を基本にして、完璧な内容が含まれていると考えています。

先ほど、共通するものは何なのかという大変興味関心の深い問題提起をしていただきました。あくまでも私個人の考えですけれども、私自身は、結局現代の問題、人権問題は、全て同じような背景から出てきているのではないかと考えています。

1つは、この条例の骨子になっている社会的な排除という問題から、現在の人権問題が濃厚に出てきていると思います。一方、これは日本独特なのですけれども、孤立死の問題。特に高齢者に、孤立死という問題が結構出てきている。そういうものに現代の人権問題の共通的な要素が非常に濃厚に表れているのではないかと考えています。

背景には、経済的な問題や社会的な問題があります。経済的な問題は、貧富の差が非常に激しくなってきたこと、社会的な問題では、家族形態や地域社会の相互の扶助機能が徐々に弱くなってしまったこと。それと、最近もう1つ加わってきて、情報化社会、ITの推進がより一層人と人との分断を進めているという経済と社会の情勢が、社会的な排除や孤立を深め、それが現在の人権問題の基本になってきているのではないかと。これはあくまで私の個人的な分析ですので、異論もあろうかと思いますが、こういうところに基本があって、国立市の条例も、ソーシャル・インクルージョンの理念を込めるという考えで構成されていると理解しています。

次に、もう1つの大きなテーマである人権救済の問題についてご意見を頂きたいと思います。人権救済については、条例をつくる際にも最大の論点の1つだったのではないかと承知しています。今回は骨子の項目についての共通理解を深めることを中心にします。中身については、時間を取って審議したいと思います。それでは、人権救済についてご意見があればお願いします。

【渡邊委員】例として挙げていただいた中では、私の職場でも関係があるものなので、性的指向、性自認に関わる差別、インターネット上の誹謗中傷が一番気になっています。

対策としては、相談支援が最優先事項だと考えています。インターネットの規制は、自治体で行うことはできないと思うのですけれども、救済・相談支援については、国立市で制度を構築することは可能だと思います。

【呂委員】国立市に住む全ての人の人権が尊重されるべきということで、教育と啓発をもって市民の意識を高めていく必要があります。私は外国人の問題に関しては日頃から問題意識も持っていますけれども、そのほかの方の話を聞く機会も少ないですし、分からないことがとても多いので、当事者の話を聞く場が大切だと思います。また、相談窓口の強化と、実際に人権侵害や差別被害が起きたときの対策や、加害者に対する対策なども検討していく必要があると思います。

【三井委員】私は45年間国立に住んでいるのですが、まだまだ入れない場所や行くと排除される場所がたくさんあります。そこで話し合うと、しょうがいを持っている人と一緒に育っていないことが、環境として多くあるのではないかと。同じ学校で学べる環境があると変わってくると思うので、ソーシャル・インクルージョンを徹底したい。今、エレベーターは誰でも乗っていいという感覚になっていて、多くの人がエレベーターに乘ります。それは悪いことではないけれども、ちょっと昔だと、エレベーターは足が不自由な人やしょうがいを持っている人しか乗れないという意識が子どもたちの中にもあった感じがする。それがなくなっているので、私が乗ろうとしても降りる人が誰もいなくて、何十分もエレベーターの前で待っているという状態が多々ある。ちょっと理解して余裕がある人が増えると、スムーズに移動できるので、その部分に関しても考えていきたいと思っています。

【炭谷会長】具体的な経験を通じてのお話をありがとうございます。

【藤沢委員】救済という考え方について、私はあまり救済というのは好きではない。救済すべき対象がないとか、救済事業が必要でないという意味ではないけれども、差別当事者も自ら救済していく、あるいは他者に関しても協力しながらやっていく、主体であるはず、そうなるべきだというのが私の主張です。だから、しょうがい者も行政も、それぞれの人が人権を確立していく主体であるということの基本理念で押さえてほしい。同時に、それは差別の当事者だけが主体であるのではなくて、市民一人一人が主体なのですから、いろいろな人が協働の努力をして国立の方向をつくっていく。全て主体で、違いがあれば、場合によっては確執もあるけれども、そういう人々が主になって努力してやっていく。こういう方向を共有できるものをうたってほしいと思います。

そういう感覚を前提にして救済ということなら分かるのですけれども、個人でやればよいと言ってもできない。社会的な支援や運動が必要だということです。

人権条例は、それが必要だからつくっている。一人一人がやれるのだったら理念で済んでしまうけれどできないから、それをどうやってやろうかというのが、この課題なのだと思う。今、新しい問題を含めて相談する場所もないというのが出てきていますから、理念だけ言っていればよいわけではない。運動に全部任せるのは無責任。行政が上から指導すればいいという話でもないので、相談に乗ってくれるところや、何らかの救済措置を行う機関が必要だと思います。救済の窓口をどういう形でやるかは別として、救済事業が必要であるということは基本方針にはっきりうたうべきだと思います。

これは結構大きな議論だと思う。第三者機関のような、何がしかの機関は必要だと私は思います。ヘイトスピーチや部落差別の脅威に対して、例えば規制が必要なのか必要でないのか。私は必ずしも規制に賛成ではありません。できればみんなの努力で変えていきたいと思っています。

【高松委員】議題2の人権救済については、様々な人権侵害が想定されると思いますが、あくまでも私の知っている範囲で女性や性自認・性的指向に関する差別が想定されると書きました。

どちらかというと、支援体制の内容に関することを書いてしまいました。これは恐らく基本方針ではなくて、計画に関わる部分だと思います。支援体制を構築してあったとしても、その中で二次被害が起きてしまっているということがあるので、やはりその内容に対する留意が必要だと考えています。

【神田委員】救済措置については、即時性が重要だと思う。心が健康でないと、その人の脳は自殺しか選択しなくなると、心療内科の先生に聞いたことがあります。心と脳が健康であるためにはどうすればいいのか。1人で頭の中で考えて一定方向に引きずられてはいけないということで、誰かにすぐに相談できる体制を構築していくことが重要ではないかと思って、このように書きました。

【押田委員】まず、議題2の人権救済の設問が、どのような具体的な対策や救済措置を進める必要があるかという、かなり具体性を求める設問だったので、私はかなり具体的なことを書きました。ただ、基本方針ということから言うと、今、私が指摘していることは、その後の推進計画に盛り込まれるべき内容が多分に含まれているのかなと、今、議論していて思いました。

基本方針についても一回意見を言わせてもらおうと、この条例の一番の特徴は、差別や人権侵害は許さないと明記していること。その上で、人権侵害に対しての救済もちゃんと取るということも明記して、トータルでソーシャル・インクルージョン、誰も排除しないまちをつくっていくのだというのが、この基本条例の理念です。そのことについては私も大変評価しますし、全国的にもそういう条例がつくられることに対して、高く評価されていると理解しています。

人権救済の問題についても、骨子案では、3（2）で触れられています。ただ、この間の全国の状

態を見ると、例えば川崎の条例では、ひどい人権侵害に関しては罰則も含めた規定を持った条例がつくられています。そういう意味では、これからの議論としては、救済や人権侵害に対する措置の問題は、必ず必要になってくる。裏づけがないと単なる理念であって、お題目に終わってしまうので、ここは絶対必要だと強く思っています。

川崎の事例では、表現そのものは、法での書き方が不適合かどうかは必ずしもそうは言えないと思いますけれども、そういう基本理念に沿って、基本方針についても明確にしておくことがすごく大事だと理解しています。

【大島委員】私は、救済を具体的に言葉として出して載せるべきかどうかということも含めて考えたほうがいいと思う。その理由としては、救済は行政行為を想定していて、行政行為として行うには、行政が責任を明確にしないといけないと思います。まして行政だけの問題ではないので、市民としての責任も重要になってくる。これは基本条例だから、体制などが重要であって、その結果については違うところに委ねたほうがいいのかなと思います。

【三井委員】言い足りないところがありました。このコロナ禍で、お風呂に入れない状況ができたのです。自宅では介助者に介助されてお風呂に入れる条件になっていないので、国立にあるスーパー銭湯を中心に入っていたのですが、このコロナ禍でスーパー銭湯が駄目、福祉会館内のお風呂も駄目。たまたま公衆浴場ができて、そちらに入れるかもということで行ったら、強烈な拒否に遭ったのです。

国立の駅に今、18人乗れるエレベーターがあります。私を含めたしょうがいを持った人たちが、東京都、国立市、JRに働きかけて、18人乗りが必要だということでできた。できたら今度は乗りやすいものですから、健常な人たちがどんどん乗っていき、車いすの人が排除されるということも今、起きてきている。

お風呂の問題では、このお風呂をやっている方は行政と連携して高齢者の方に対していろいろな形で頑張っていらっしゃる方なのですけれども、多分しょうがいを持った車いすの人が銭湯に来てお風呂に入るということを想定していなかった。想定していなかったというのは、先ほど委員からの発言があった教育の問題で、昔は私の世代でも他者への配慮がある程度あった気がするのですが、それがなくなっている。ハードは形になってきているけれども、ソフトの面、教育の面がすごく足りないというのを痛感している。それを人権侵害のところでも教育の問題と書いています。

私が歩くと、いつも何かぶつかる点がある。エレベーターのことを言えば、ベビーカーのほうが早く入ってくるとか、ショッピングモールにいろいろなトイレがあっても、「みんなのトイレ」のように表現されていると、誰でもいいのだという形になって、結果、一番必要な人がそれを使えない状況になる。ハードがしっかりできているにもかかわらず、教育の面が足りなくなっている。1979年に養護学校が義務化されて、しょうがいを持った人とそうでない人が分けられてきた弊害ではないかと思う。国立でそれを体験しているということです。

【炭谷会長】ありがとうございます。教育、ソフト面、これが併せて重要だというお話でした。

それでは、3番目の議題、骨子案の枠組みです。中身よりも、表題、項目について議論いただければと思います。事務局からお願いします。

【事務局】今、ご意見をいただきました人権救済につきましては、この後、第5回ないし第6回の審議会の1回を使って、集中的に議論いただく時間を設けたいと考えています。

人権救済という言葉は、皆様のご意見を伺いますと、非常に幅が広い表現です。意図的に人権侵害を起こすような行為、加害者の対策をどうするか、深刻な被害者に対する支援をどうするか。または、

無意識、無理解によって結果的に人権侵害行為の当事者になってしまうという問題についてどうするか等々、いろいろな切り分けの仕方があると思います。事務局で少し整理をしたうえで、改めてまた議論いただきたいと思っています。

また、例えば当事者の方と事業者、または企業等との間で人権侵害の事案が起こった場合に、市がその仲介として間に立つということはありません。その際の市の考え方は、両者の真ん中に入るのではなく、ケース・バイ・ケースであろうかと思いますが、できるだけ当事者の気持ちに寄り添いながらその問題解決に入っていくというスタンスで考えています。

【炭谷会長】それでは、先ほどの骨子案の枠組みですけれども、既に資料3-2の6ページに委員4人の方から意見が出されています。ご意見を拝見している限りでは、大きな枠組みの変更という提案ではなくて、現在の事務局の案を基本にして考えていただいていると思います。

そこで、この項目は落としたほうがいい、または追加したほうがいいなど、中身よりも見出しというお考えで結構ですので、ご意見があれば出していただければと思います。

【押田委員】この推進体制の人権侵害に対する取組というところで、市民の側からの参加という発言も先ほどされていましたが、趣旨としては同じで、具体的な推進体制のどこかで市民の意見が必ず取り入れられる仕組みが必要だと思う。

立派な条例ができ、今、具体的に話が進められようとしていますけれども、一般の市民には、自分の問題としてあまり理解されていないというのが率直なところだと思います。あるいはまた、いろいろな意見を持っても、それを反映する場もない。審議委員は10人で、いろいろな意見を反映させますけれども、推進体制として市民の意見を取り入れるためには、何かしらそういう項目があつてしかなるべきではないか。条例の中にも、市民の意見を必ず取り入れながら、という文面があつたと思う。ぜひそのあたりの推進体制の付加をお願いしたいと思います。

【神田委員】分野別人権のところが各論に見える点が、非常に違和感がある。先ほど、この基本方針を10年間使うというお話もあつたので、この各論に見える点が10年間耐え得るのかという観点から考えると、もう少し統廃合したほうが有用ではないかと思いました。目次として考えた場合です。

【高松委員】私は5が結構具体的で、各論に近いかなと思います。例えば3(4)「平和を継承する事業」に、5「平和施策の推進」は入ってこられてしまう。5を1つ掲げる意図を確認したい。また、この条例では、平和というところで、戦争や紛争だけではないということが書いてある。もちろん戦争や紛争の経験、またそれを継承していくことは非常に重要ですが、5はどちらかというと戦争に関するものを個別具体的に上げている。駄目とか反対とかそういうことではなくて、なぜこうなっているのかという意味を教えてください。

【炭谷会長】分かりました。事務局で何かお考えはありますでしょうか。

【事務局】1つは、条例の第9条第2項(5)に「国内外の平和交流に関すること」とあり、平和に関する項目を盛り込む必要があります。その関係上、骨子案の見出し5を書いています。ただ、今のご指摘のとおり、見出し3の(4)にも類似した内容が入っている。見出し5のほうがより個別の事業のことを書いているので、3か5のどちらかに整理する必要があると、事務局としても今のご意見で思いました。もし皆様でよろしければ、事務局で整理させていただきます。

【大島委員】私も2点あります。基本方針、骨格案の書き方について、よくまとまっていると思うのですが、第9条の2項にあるように、理念の部分の後の、啓発、体制、施策、具体策のように分けていくといいのではないかとというのが1点目です。

2点目は、10年先を見越すのであれば、大人の視点ばかりでなく、子どもの視点もどこかに入れたほうがいいのか。我々では考えつかなかったような視点をもしかすると持っているかもしれない。こういう基本条例の中に子どもの視点を取り入れた自治体は過去にないと思います。そういうことも含めて、未来を見据えるのであれば、そういう視点も大事ではないかと思います。

【炭谷会長】非常に明いご意見でした。ほかにありませんか。

【藤沢委員】私が書いたのは、推進体制については基本方針では触れないのかという問題提起です。市・市役所全体で推進していくということを明記するのだと思いますけれども、途中で何かが消えてしまうおそれが全くないとも言えませんので、今後どういう形でやっていくかということは、基本方針の中である程度うたっておいたほうが、基本方針の意味合いに重みが出るのではないかと思います。それが10年間維持されるかどうか分かりませんが、基本的な推進体制をどう考えるかということは盛り込んだほうが良いと思います。

基本方針ができて審議会が終わったその先、協議の性格は当然変わりますけれども、こういう協議の場は必要だと思う。審議会というよりどちらかというと協議会を置きながら民間との協議を考えていくのかどうか。相談窓口の作り方、協議機関の場所の問題、行政の推進体制、全体の推進のシステムの問題をどう考えるかということは、ここで議論をして盛り込んだほうが良いと私は思います。それをやっていくと時間がかかってしまうかもしれないのですけれども。

【炭谷会長】それでは、三井委員の先ほどのワーキンググループのお話に付加してお話することがありましたらお願いします。

【三井委員】救済に関しては、どうしたら差別に気づき、変えられるのかというところをもう少し慎重に考えたい。罰金や罰則だけでは解決しないというところで意見が止まっていますので、これから皆さんと考えていきたいと思います。

【炭谷会長】救済の関係はまた改めて時間を取りますので、そこでまた、ただいまのご意見を含めて考えていきたいと思います。

それでは、項目についていろいろと出ましたご意見について、事務局で整理をしてまとめていただきたいと思います。

そこで今後の進め方について、当事者の意見が非常に重要だ、できればワーキンググループをつくったらどうかというご意見もありましたが、基本方針をまとめる時間的な問題等もあります。今日の審議会にはしょうがい者の当事者の方、部落出身それから外国籍の当事者の方もご参加いただいていますので、まずは意見交換という形で当事者の意見を吸い上げ、まとめていきたいと思います。

この意見交換には、できれば私、また副会長もできるだけ出席して、ご意見を伺いたいと思います。ご希望があれば委員の方々にも、ご参加いただけると大変ありがたいと思います。

【押田委員】会長または副会長は出席、各委員はいずれか1回出席とあるのは、最低1回という意味でしょうか。私は、できればお三方のお話は全部出たいと思っているのですけれども、何か制限されるという意味合いなのでしょうか。

【事務局】補足させていただきます。こちらとしましては、委員のご都合がつけば全ての会にご出席いただければと考えています。ただ、何分お忙しいのかなというところもありますので、会長、副会長には原則的には全てに参加していただきたいということで、このような記載としています。

【炭谷会長】すべての意見交換会に出ていただければ、これほどありがたいことはありません。問題意識を共有したいと思います。異議がなければ、今後当事者の委員との意見交換を経て、次回から素

案の具体的な中身について検討を進めていきたいと思います。

【事務局】この骨子案につきましては、今日、様々なご意見を頂き、ありがとうございました。一方で、本日の骨子案、資料3-1について、全体的な方向性としてはこのような項目立てでよろしいか、それとも改めてもう一度議論をいただいて骨組みを修正するべきかを、最終的に今日確認いただきたいと思います。

資料3-1の見出し1～6と項目（例えば2.「基本理念と4つの目標」）を定めていく。1つ1つの内容について、この後、素案の中で議論を深めていくことは可能だと思います。今の時点で、これは言葉が違うというところはまだ大丈夫だと思いますが、4については、この後の審議会で詳しく議論をする中で、もう少し総論的にまとめていくか、または対象や場面ごとにまとめていくか。この辺りの骨組みをつくったうえで進めていくほうが効率的かと考えますが、いかがでしょうか。

【炭谷会長】今の事務局からの説明について、根本的に直してほしいというご意見があればお願いします。

【押田委員】5.「平和施策の推進」を、3.「人権・平和施策の方向性」の（4）と組み換えたり、まとめたりする形も考えられるというお話があった。それをどういう扱いにするか。

【事務局】今の考え方としては、5.の中に含めてより大きく見せていく方針です。3.の（4）に書かれている内容も含めて、5.にまとめていきたいと考えています。いかがでしょうか。

【押田委員】そうすると、3.「人権・平和施策の方向性」の項目も少し変わるのですか。

【事務局】ここは基本的には、あまり変えない。3.（3）「人権に配慮した環境整備」のところは、あまりご意見はなく、（1）（2）は必要だというご意見がありましたので、この辺りはこの状態のまま残したいと考えます。

【炭谷会長】そうすると、3.の（4）が消える。

【事務局】そうですね。

【炭谷会長】3.の（4）は5.の中に吸収するという考え方ですね。

【事務局】3.の（4）を消すというか、一旦ここの記載から外すという形です。

【炭谷会長】そうすると、3.の表題が「人権施策の方向性」となるわけですか。

【事務局】そうですね。平和の要素が5.に包含されますので、3.については「人権施策の方向性」という形で整理する。ただし、この見出しが最後まで固定されるということではありません。条例の第9条で定めている大きな項目ごとに見出しをつけていますので、条例との整合は取れていると考えています。

【大島委員】3.のタイトル「方向性」という言葉だけがこの項目の中でちょっと異質だと思う。あとはみんな「推進」「体制」となっていて、「方向性」はちょっと違和感を感じる。これが悪いというわけではないですが。

【炭谷会長】それも含めて検討したいと思います。それでは、ただいま出ました意見を整理しまして、委員の方々にお送りします。それを見て、またご意見を頂くということもしたいと思います。

【三井委員】意見交換会について、考えてくる課題はあるのでしょうか。

【事務局】一旦事務局でヒアリングしたい事項を吸い上げたいと思っています。参加できない方にも聞きたいことを聞ける環境を整え、そこでの結果も共有させていただきます。

どういった方々に意見を聞くのがいいのかについては、当事者委員の方々と調整を進めさせていただければと事務局では考えています。

【藤沢委員】意見交換会について、女性に関わる問題についてもやっていただけるとありがたいと思います。

【炭谷会長】ほかに聞かなければいけないものがたくさんあると思いますが、まずはこの審議会に出ている3つのグループから重点的に聞きして、その他の問題についてはまた状況を見て考えていくということになると思います。

それでは、今日はここで終わりにしたいと思います。本日は暑い中、本当に建設的で活発なご意見を頂きまして、ありがとうございました。

—— 了 ——